

群馬大学社会情報学部・大学院社会情報学研究科将来構想検討委員会規程

平成16年4月1日 制定

改正 平成18年4月1日 平成22年1月20日

平成26年4月1日 平成27年4月1日

平成28年4月1日

(設置)

第1条 群馬大学社会情報学部及び群馬大学大学院社会情報学研究科に、群馬大学社会情報学部・大学院社会情報学研究科将来構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 群馬大学社会情報学部及び群馬大学大学院社会情報学研究科に関連する将来計画（教員人事提案含む）に関すること。
- (2) その他学部長が審議を必要と認めた重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 評議員
- (3) 副学部長
- (4) 学科長
- (5) 学科から選出された教員 4人
- (6) 学部長が指名する教員 若干人
- (7) 事務長

(任期)

第4条 前条第4号及び第5号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1号から第6号の委員から学部長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第8条 委員長は、委員会の審議結果について教授会及び研究科教授会に報告しなければならない。

(専門委員会)

第9条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会については、別に定める。

(事 務)

第10条 委員会の事務は、事務部において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会及び研究科教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年1月20日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第4号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。